

狭あい道路対策事業 事前相談書

相 談 日	令和 年 月 日	番 号	R -
相談場所	(地名地番) 市川市 の 一部		
相 談 者	連絡先 - -		
■ チェック項目（以下の項目全て該当する場合相談が可能です。） ☐ 道路拡幅用地を市川市に寄附できる。 ☐ 市川市道または法定外公共物である。（表面管理は市川市でなくても可） ☐ 4 2 条 2 項道路又は 4 3 条 2 項適用可能な道又は空地である。 ☐ 道路及び敷地境界が全て確定している（境界確定書のコピーを提出できる事）。 ※若しくは今後確定できる（確定したら申出ができる）。 ☐ 所有者以外の権利が設定されていない。若しくは今後拡幅部分は抹消できる。 ☐ セットバックをこれから行う又はセットバック済みである。 （セットバック済の場合、工作物等がないこと。また、埋設管(水道・ガス等)が U 字溝等に移設した場合支障ない深さにあること。） ☐ 宅地と道路との高低差が大きいこと（大きい場合は道路建設課と協議）。 ☐ 都市計画法 2 9 条による開発行為に該当しない。 ☐ 5 0 0 ㎡以上の事業区域における建築行為に該当しない。 ☐ 位置指定道路の築造に伴う造成に該当しない。 ☐ 建売分譲及び宅地分譲を目的とする事業でない。（売却目的でない。） ☐ 国、地方公共団体、公社、機構等の事業でない。			
■ 結 果（市使用欄） ☐ 対象となる ☐ 対象とならない ☐ 道路安全課と協議			

■ 添付資料

- ☐ 付近見取図（相談場所が分かるよう明示してください。）
- ☐ 公図の写し
- ※発行日より3ヶ月以内のもの 登記情報提供サービスで取得したものも可
- ☐ 全部事項証明書（相談地及び隣接する土地全て）
- ※発行日より3ヶ月以内のもの 登記情報提供サービスで取得したものも可
- ☐ 地積測量図（相談場所のもの）
- ☐ 道路境界確定図
- ☐ 現況図
- ☐ 現況写真

- ・ご相談をいただいてから回答まで1ヶ月程度お時間をいただきます。
- ・回答は電話で口頭にてお伝えします。
- ・添付資料に不足がある場合はさらにお時間をいただく場合がございますので予めご了承ください。

記入例

提出日を記入してください

狭あい道路対策事業 事前相談書

セットバック部分の地名
地番を記入してください

複数筆がある場合は「各」を追記してください

相談日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	号
相談場所	(地名地番) 市川市 〇〇一丁目〇〇番〇〇、〇〇 の各一部	
相談者	市川 太郎 ※所有者以外でも可 連絡先 000 - 000 - 0000	
■チェック項目（以下の項目全て該当する場合相談が可能です。） ■ 道路拡幅用地を市川市に寄附できる。 ■ 市川市道または法定外公共物である。（表面管理は市川市でなくても可） ■ 4 2 条 2 項道路又は 4 3 条 2 項適用可能な道又は空地である。 ■ 道路及び敷地境界が全て確定している（境界確定書のコピーを提出できる事）。 ※若しくは今後確定できる（確定したら申出ができる）。 ■ 所有者以外の権利が設定されていない。若しくは今後拡幅部分は抹消できる。 ■ セットバックをこれから行う又はセットバック済みである。 (セットバック済の場合、工作物等がないこと。また、埋設管(水道・ガス等)が U 字溝等に移設した場合支障ない深さにあること。) ■ 宅地と道路との高低差が大きいこと（大きい場合は道路建設課と協議）。 ■ 都市計画法 2 9 条による開発行為に該当しない。 ■ 5 0 0 ㎡以上の事業区域における建築行為に該当しない。 ■ 位置指定道路の築造に伴う造成に該当しない。 ■ 建売分譲及び宅地分譲を目的とする事業でない。（売却目的でない。） ■ 国、地方公共団体、公社、機構等の事業でない。		
■結 果 (付田欄) ☒ 項目が全て該当するか確認し、チェックしてください ☐ 道路安全課と協議		

■添付資料

- 付近見取図（相談場所が分かるよう明示してください。）
- 公図の写し
※発行日より 3 ヶ月以内のもの 登記情報提供サービスで取得したものも可
- 全部事項証明書（相談地及び隣接する土地全て）
※発行日より 3 ヶ月以内のもの 登記情報提供サービスで取得したものも可
- 地積測量図（相談場所のもの）
- 道路境界確定図
- 現況図
- 現況写真

事前相談書とあわせて添付資料を提出してください
※相談場所の地籍測量図がない場合は添付不要です

- ・ ご相談をいただいてから回答まで 1 ヶ月程度お時間をいただきます。
- ・ 回答は電話で口頭にてお伝えします。
- ・ 添付資料に不足がある場合はさらにお時間をいただく場合がございますので予めご了承ください。